

平成18年4月

「医療機器販売業等の営業所管理者
及び医療機器修理業責任技術者に対する研修」開催について（ご案内）

日本医療器材工業会

拝啓

医療機器の販売業、賃貸業、修理業の皆様におかれましては、平成17年の改正薬事法施行に伴い、平成18年度から、高度管理医療機器販売業・賃貸業の営業所管理者及び修理業の責任技術者には、継続的研修の受講が義務付けられ、特定管理医療機器の販売業・賃貸業の場合にあつては、努力義務となっていることを既にご承知のことと存じます。

当工業会では、この継続的研修に関しまして下記のように準備を進めておりますのでご案内いたします。（なお、この研修会の受講者募集については、後日、別途ご案内いたします）

敬具

記

日本医療器材工業会「継続的研修」概要

1. 研修の目的

この研修は、薬事法施行規則第168条、同175条第2項、同194条に基づく医療機器販売業・賃貸業の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者に対して実施されるものです。

2. 医器工 継続的研修 実施概要

- (1) 本年3月に、日本医療器材工業会(医器工)はこの継続的研修実施機関として届出を行いました。現在開催のための準備を進めております。
 - (2) 開催時期 平成18年10月 を予定しております。
 - (3) 開催場所 全国6ヶ所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)を予定しております。
 - (4) 研修内容 は
 - ①薬事法その他薬事に関する法令
 - ②医療機器の品質管理
 - ③医療機器の不具合報告及び回収報告
 - ④医療機器の情報提供合計 2時間～2時間30分 を予定しております。
3. 当研修会の具体的開催要領のご案内と受講者募集については、本年7月に当ホームページでも行なう予定です。

以上